地区計画の届出

この地区計画の区域内で、土地の区画形質を変更する場合(土地を造成したり、形状・地目を変更したりする場合)、行為に着手する30日前までに、市への届出が必要になります。

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、法律や条例により 罰せられます。



■届出に必要な書類

行為の種別	図面	縮尺	
土地の区画形質の変更	案内図 区域図(公共施設配置図) 設計図(計画図・断面図)	案内図は適宜 区域図は 1/1,000 以上 設計図は 1/100 以上	

※このほか、必要に応じて参考となる図書を提出していただくことがあります。





お問い合わせ:笠間市役所 都市建設部 都市計画課

電話番号 0296-77-1101(代表)

岩間駅北東部地区



地区計画の まちづくりガイド

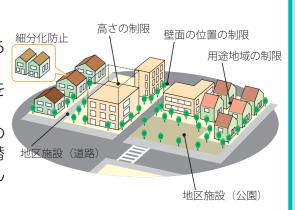


地区計画とは?

地区計画は、住民が参加して自分たちの地区の「まちづくりのルール」を計画するものです。

良好な生活環境を形成するために、道路や公園などを 配置したり、建物の建て方を決めたりします。

このパンフレットはそれぞれの地区の地区計画で決められたルールを示したものです。家を新築したり建て替えたりするときにこれらのルールを守ることで、皆さんでよりよいまちづくりを目指しましょう。





■地区計画の目標

本地区は、笠間市の南部に位置し、市都市計画マスタープランにおいて、自然を身近に感じるゆとりある生活空間の創出に向けて、用途地域内の都市基盤の充実や都市機能の集積を図ることが位置づけられています。

本地区においては、都市計画道路の廃止に伴い、地域の骨格となる道路網の形成が必要となっているため、計画的な区画道路の整備を行い、市街地の適正かつ合理的な土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な住宅地を形成することを目標とします。

■都市計画決定の内容

位置:笠間市下郷字向山、字正岸、字仲窪、字仲久保の全部

下郷字白旗、字下畑、字川向、字町新田、字向原、字芝山、字小谷原、

字南房の各一部

面 積 :約69.7ha

決定年月日 : 平成31年3月29日

■土地利用の方針

本地区にふさわしい良好な市街地の形成を図るため、主要地方道水戸岩間線の沿道には、商業・業務施設等の立地を可能とし、その他の地域は、原則的に低層な住宅地としてふさわしい土地利用を促進します。

■建築物等の整備の方針

用途地域による建築物の用途制限に基づき、建築物の規制誘導を行います。

■地区施設の整備方針

幹線区画道路は、本地区の住環境、利便性、安全性の向上を図るため計画的に配置します。 区画道路1号線は、既存道路の拡幅等により5.5mとして、効果的な整備に努めるものとします。 区画道路2号線は、住環境を保全するため、現状の幅員とします。

地区整備計画	地区の 区域面積	約69.7ha				
	地区施設の 配置及び規模	幹線区画道路 区画道路1号線 区画道路2号線	幅員	11.0m 5.5m 約5.0m~約6.0m	延長延長	1,170m 910m 810m

■幹線区画道路の計画断面図

1	11	.0m	1
0.75m	6.0m	0,75m	3.5m
路肩	 車道 ■	路肩┏┏	自転車歩行者道

